

# 備前市議会基本条例 検証結果報告書

令和6年（2024年）5月

備前市議会 議会運営委員会

## 1 はじめに

備前市議会基本条例（令和2年条例第26号。以下「条例」という。）は、令和2年第7回定例会（9月28日開会の本会議）において可決し、10月1日から施行されました。

この条例は、議会及び議員に関する基本的事項を定め、議会の活性化を図り、市民の負託にこたえられる真に開かれた議会運営を実現し、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的としたものであります。

備前市議会では、議会及び議員の役割と活動に対する市民の理解を得るため、これまでに様々な議会改革に取り組んできました。

こうした中、条例第27条第1項には「議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする」と規定され、また、同条第2項には「議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする」と規定されています。

条例施行から3年以上が経過したことから、これまでの議会・議員活動の達成状況等を検証するため、令和5年2月から検証作業として、各条文に対する評価や意見等を全議員から聴取し、それをもとに議会運営委員会において協議を行い、検証結果をまとめたものであります。

## 2 検証方法について

検証に当たっては、4段階で評価を行うこととし、議会運営委員会において条文ごとに評価・判定を行い、その判定理由を明確にするための協議を行いました。

その後、条例改正の必要性の有無や、今後の取組等についての検討を行いました。

なお、条文や項目の内容に問題がないものについては、検証対象外とすることとしました。

検証・評価の段階	条例改正の必要性の有無
1 十分実践できている	1 改正の必要は認められない
2 実践しているが不十分である	2 改正に向けて検討が必要である
3 実践できていない	
4 検証対象外	

## 3 検証結果について

別紙のとおり

P 3～ 議会運営委員会における検証結果及び意見

P 16～ 議員に実施したアンケート調査結果

## 4 検証結果の公表について

検証結果は、議会ホームページに掲載することとします。

## 5 議会運営委員会における検証の取組状況について

開催年月日	協議内容
令和4年12月23日	議会基本条例の検証について（提起）
令和5年 2月 6日	議会基本条例の検証方法について ・検証結果報告書（素案）及びアンケート調査表（案）の提示 ・議員へのアンケート調査を実施し、議会運営委員会で取りまとめることとした ・検証結果は、ホームページに掲載することとした
3月23日	議員へのアンケート調査についての協議
4月 6日	議員へのアンケート調査についての協議、決定
4月10日 ～6月30日	議員全員へのアンケート調査実施
8月24日	議員アンケート調査結果の提示
11月24日	検証作業についての協議、決定
12月11日 ～令和6年4月12日	各委員により評価や取組等意見を提出し、正副委員長において取りまとめた後、委員会で諮ることとした
4月18日 ～4月26日	各委員による評価及び判定の確認 正副委員長において検証結果報告書（最終案）を作成
5月 7日	検証結果報告書の最終確認
5月 9日	議長へ検証結果報告書の提出

## 6 むすび

令和2年10月の条例施行後、初めて条文ごとの検証作業を行い、次のとおり評価結果を取りまとめることができました。

今回の評価結果では、「2 実践しているが不十分である」が23項目と最も多く、次いで「1 十分実践できている」が16項目、「3 実践できていない」が4項目となっています。

この評価結果は、全議員からアンケート調査を実施し、議会運営委員会において取りまとめを行い、評価したものであるため、各条項における各議員の評価については、正反対の意見も見受けられました。

このたびの検証作業において、議会運営の今後の課題や、議員一人ひとりの資質向上の必要性等、現時点における到達点を確認することができました。

今回の検証においては、全ての条項について条例改正の必要は認められませんでした。この検証を基に、市政の状況や市民ニーズ等に対応し、市民の負託にこたえていくため、更なる議会改革に向けて不断の取組を推進していくこととします。

## 議会運営委員会における検証結果及び意見

<p><b>検証・評価について</b></p> <p>議運評価・議運判定欄の数値は、下記のとおりとする。</p> <p><b>議運評価</b>……これまでの実践内容を4段階で評価</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 十分実践できている</li> <li>2. 実践しているが不十分である</li> <li>3. 実践できていない</li> <li>4. 評価対象外</li> </ol> <p><b>議運判定</b>……条例改正の必要性の有無について2段階で判定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 改正の必要は認められない</li> <li>2. 改正に向けて検討が必要である</li> </ol>
--

条	項	項 目		
<b>第1章 総則</b>				
<b>(目的)</b>				
1条	1項	この条例は、議会及び議員に係る基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、市民の負託にこたえられる真に開かれた議会運営を実現し、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする		
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">これまでの取組内容や評価理由 評価対象外</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><b>議運評価 4</b></td> </tr> </table>	これまでの取組内容や評価理由 評価対象外	<b>議運評価 4</b>
		これまでの取組内容や評価理由 評価対象外	<b>議運評価 4</b>	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">今後の取組、改善策や判定理由 基本条例の根幹であり、内容等について現時点においては改正の必要はない。</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><b>議運判定 1</b></td> </tr> </table>	今後の取組、改善策や判定理由 基本条例の根幹であり、内容等について現時点においては改正の必要はない。	<b>議運判定 1</b>		
今後の取組、改善策や判定理由 基本条例の根幹であり、内容等について現時点においては改正の必要はない。	<b>議運判定 1</b>			
<b>(議会の活動原則)</b>				
2条	1項	議会は、市民を代表する議員で構成する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視し、及び評価するものとする		
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">これまでの取組内容や評価理由 市政運営に対して、常任委員会での審査や、本会議での一般質問、討論等を通して概ね実施できている。</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><b>議運評価 2</b></td> </tr> </table>	これまでの取組内容や評価理由 市政運営に対して、常任委員会での審査や、本会議での一般質問、討論等を通して概ね実施できている。	<b>議運評価 2</b>
		これまでの取組内容や評価理由 市政運営に対して、常任委員会での審査や、本会議での一般質問、討論等を通して概ね実施できている。	<b>議運評価 2</b>	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">今後の取組、改善策や判定理由 公平性、透明性を認識し、地域や団体等に偏ることなく、常に市民福祉の向上を目指す活動を行っていく。</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><b>議運判定 1</b></td> </tr> </table>	今後の取組、改善策や判定理由 公平性、透明性を認識し、地域や団体等に偏ることなく、常に市民福祉の向上を目指す活動を行っていく。	<b>議運判定 1</b>		
今後の取組、改善策や判定理由 公平性、透明性を認識し、地域や団体等に偏ることなく、常に市民福祉の向上を目指す活動を行っていく。	<b>議運判定 1</b>			

2条	2項	<p>議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、市民参加の機会拡充を図り、政策提言及び政策立案の強化に努めることにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする</p>	
		<p><b>これまでの取組内容や評価理由</b></p> <p>議会報告会、意見交換会やアンケート調査を行い、市民の多種多様な意見を聴取し、一般質問や委員会での所管事務調査を実施した。</p>	<p><b>議運評価</b></p> <p>2</p>
		<p><b>今後の取組、改善策や判定理由</b></p> <p>議会報告会の開催等を行っているが、より市民目線を取り入れた対応が必要であると考えます。</p>	<p><b>議運判定</b></p> <p>1</p>
	3項	<p>議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等の説明責任を果たすものとする</p>	
		<p><b>これまでの取組内容や評価理由</b></p> <p>本会議の動画配信、本会議や委員会の記録の公開、議会だよりの発刊、議会報告会等を通して概ね情報公開は行っている。</p>	<p><b>議運評価</b></p> <p>2</p>
		<p><b>今後の取組、改善策や判定理由</b></p> <p>情報提供の充実を図ることにより、説明責任を果たす機会を増やしていく。</p>	<p><b>議運判定</b></p> <p>1</p>
	4項	<p>議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、議会運営に関する条例、規則等を継続的に見直し、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする</p>	
		<p><b>これまでの取組内容や評価理由</b></p> <p>議会運営委員会等で先進地視察を実施したり、例規等を適宜見直したりするなど、継続的な取組をしている。</p>	<p><b>議運評価</b></p> <p>1</p>
		<p><b>今後の取組、改善策や判定理由</b></p> <p>今後も継続して議会改革に努めていく。</p>	<p><b>議運判定</b></p> <p>1</p>
	5項	<p>議会は、市民の議会への関心が高まるように、わかりやすい視点、方法等で議会運営に努めるものとする</p>	
		<p><b>これまでの取組内容や評価理由</b></p> <p>本会議の動画配信、本会議や委員会の記録の公開、議会だよりの発刊、議会報告会等を実施している。</p>	<p><b>議運評価</b></p> <p>2</p>
		<p><b>今後の取組、改善策や判定理由</b></p> <p>市民への報告と意見聴取、また議会参加の機会を増やしていく必要がある。</p>	<p><b>議運判定</b></p> <p>1</p>

<b>(議員の活動原則)</b>			
3条	1項	議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を尊重するものとする	
		<b>これまでの取組内容や評価理由</b> 議員・委員間の自由な討議の重要性は認識しているものの、自由討議は十分に行えていない。	<b>議運評価</b> 2
		<b>今後の取組、改善策や判定理由</b> 議員・委員間の自由な討議を行う機会を増やしていく。	<b>議運判定</b> 1
	2項	議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする	
		<b>これまでの取組内容や評価理由</b> 各議員が議員研修、行政視察、セミナー等へ参加し市政課題に対する自己の知識等を高める不断の研鑽に努めている。	<b>議運評価</b> 1
		<b>今後の取組、改善策や判定理由</b> 個々が取り組むテーマを絞って視察を行うなど、その成果を市政に反映させるよう努めていく。	<b>議運判定</b> 1
	3項	議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉向上のため活動するものとする	
		<b>これまでの取組内容や評価理由</b> 概ねできているが、引き続き努力していく。	<b>議運評価</b> 2
		<b>今後の取組、改善策や判定理由</b> 価値観の共有に努めていく。	<b>議運判定</b> 1
<b>(議会の運営)</b>			
4条	1項	議会は、その活動の公正性及び透明性を確保するとともに議員平等の原則に基づき、民主的で円滑な運営に努める	
		<b>これまでの取組内容や評価理由</b> 概ねできているが、引き続き努力していく。	<b>議運評価</b> 1
		<b>今後の取組、改善策や判定理由</b> 今後も円滑で効率的、さらに公平公正かつ民主的な議会運営に努めていく。	<b>議運判定</b> 1
<b>(委員会の運営)</b>			
5条	1項	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし市民にわかりやすい運営に努めるものとする	
		<b>これまでの取組内容や評価理由</b> 常任委員会は、会期中だけでなく閉会中も積極的に行っている。	<b>議運評価</b> 2
		<b>今後の取組、改善策や判定理由</b> 参考人制度の活用を検討するなど、委員会の専門性と特性をより活かした委員会運営に努めていく。	<b>議運判定</b> 1

5条	2項	委員会は、市民に審査の経過等を説明するとともに、委員会が所管する事務等について、市民との意見交換をするための懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする	
		これまでの取組内容や評価理由 委員会単位による各種団体等との意見交換会を実施している。	議運評価 2
		今後の取組、改善策や判定理由 所管事務調査を充実させるため、方向性を定めた意見交換会や懇談会等を行っていく。	議運判定 1
<b>(会派)</b>			
6条	1項	議員は、議会活動を行うため会派を結成することができる	
		これまでの取組内容や評価理由 評価対象外	議運評価 4
		今後の取組、改善策や判定理由 内容に問題等がないため、評価対象外とする。	議運判定 1
	2項	会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、必要に応じ、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする	
		これまでの取組内容や評価理由 平成19年から会派を結成しており、議会における諸事案については概ね会派による調整を行い、合意形成に努めている。	議運評価 1
		今後の取組、改善策や判定理由 引き続き、各会派における活動の充実を図っていく。	議運判定 1
	3項	会派の結成等に関し必要な事項は、議長が別に定める	
		これまでの取組内容や評価理由 評価対象外	議運評価 4
		今後の取組、改善策や判定理由 内容に問題等がないため、評価対象外とする。	議運判定 1
<b>(正副議長選挙の所信表明)</b>			
7条	1項	議長及び副議長の選挙に先立って、所信表明を行うものとする	
		これまでの取組内容や評価理由 平成24年から実施し、今日に至っている。	議運評価 1
		今後の取組、改善策や判定理由 正・副議長の選出過程の透明化を図ることにより、市民に開かれた議会、透明性のある議会の実現を継続していく。	議運判定 1
	2項	所信表明の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める	
		これまでの取組内容や評価理由 評価対象外	議運評価 4
		今後の取組、改善策や判定理由 内容に問題等がないため、評価対象外とする。	議運判定 1

<b>(議会改革推進会議)</b>			
8条	1項	議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置することができる	
		<b>これまでの取組内容や評価理由</b> 議会改革推進会議の設置はないが、議会運営委員会がその役割を果たしている。	<b>議運評価</b> 3
		<b>今後の取組、改善策や判定理由</b> 現在、議会運営委員会で取り組んでいるが、必要が生じた場合には議会改革推進会議の設置を検討していく。	<b>議運判定</b> 1
	2項	議会改革推進会議は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、地方分権社会にふさわしい議会の在り方について調査、研究等を行う	
		<b>これまでの取組内容や評価理由</b> 議会改革推進会議の設置はない。	<b>議運評価</b> 3
		<b>今後の取組、改善策や判定理由</b> 設置の際は、近隣市議会と連携・交流するなどし、議会改革に取り組んでいく。	<b>議運判定</b> 1
	3項	議会改革推進会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、議長が別に定める	
		<b>これまでの取組内容や評価理由</b> 評価対象外	<b>議運評価</b> 4
		<b>今後の取組、改善策や判定理由</b> 内容に問題等がないため、評価対象外とする。	<b>議運判定</b> 1
<b>第2章 市民と議会の関係</b>			
<b>(市民参加及び市民との連携)</b>			
9条	1項	議会は、本会議及び委員会を原則公開するとともに、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表して情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする	
		<b>これまでの取組内容や評価理由</b> 本会議及び委員会は公開している。また会議録もホームページで公開している。この他にも議会だよりの発刊や議会報告会を実施している。	<b>議運評価</b> 1
		<b>今後の取組、改善策や判定理由</b> 積極的に情報を公開するための工夫を検討していく。	<b>議運判定</b> 1
	2項	議会は、市民との意見交換の場として懇談会等を開催し、市民の意見を反映させるよう努めるものとする	
		<b>これまでの取組内容や評価理由</b> 委員会ごとで各種団体との意見交換会を実施した。	<b>議運評価</b> 2
		<b>今後の取組、改善策や判定理由</b> 広く市民の意見を聞くため、計画的に懇談会等を開催することが望まれる。	<b>議運判定</b> 1



9条	3項	議会は、委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする	
		これまでの取組内容や評価理由 令和元年9月に予算決算審査委員会において、参考人の出席を求めたことがある。	議運評価 3
		今後の取組、改善策や判定理由 必要に応じて参考人の招致や公聴会を開催し、議論を行っていく。	議運判定 1
	4項	議会は、定例会閉会后に、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会等を開催するものとする	
		これまでの取組内容や評価理由 コロナの影響により開催できない年には、全世帯を対象としたアンケート調査を行うなど工夫した。	議運評価 2
		今後の取組、改善策や判定理由 PDCAサイクルを回し対応するなど、開催方法等を検討し、充実した報告会を実施していく。	議運判定 1
<b>第3章 市長等執行機関と議会及び議員の関係</b>			
<b>(緊張感の保持)</b>			
10条	1項	議会審議において、議員と市長等執行機関の長（以下「市長等」という。）は、緊張感の保持に努めなければならない	
		これまでの取組内容や評価理由 概ねできている。	議運評価 2
		今後の取組、改善策や判定理由 一般質問や質疑の在り方を見直す等、緊張感の保持に努めていく。	議運判定 1
	2項	議会の一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。	
		これまでの取組内容や評価理由 再質問からの一問一答方式を導入し、定着している。	議運評価 1
		今後の取組、改善策や判定理由 今後も簡潔かつ論点が明確な質問となるよう取り組んでいく。	議運判定 1
	3項	市長等は、議員の質問等に対して、議長の許可を得て、質問趣旨の確認等を行うことができる	
		これまでの取組内容や評価理由 反問と見受けられる発言もあり、より徹底していく必要がある。	議運評価 1
		今後の取組、改善策や判定理由 反問の在り方については今後検討していく。	議運判定 1

10条	4項	前項の規定は、委員会について準用する。この場合において、前項中「議員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする	
		これまでの取組内容や評価理由 評価対象外	議運評価 4
		今後の取組、改善策や判定理由 内容に問題等がないため、評価対象外とする。	議運判定 1
<b>(市長等による政策等の形成過程の説明)</b>			
11条	1項	議会は、市長等が提案する政策、施策、事業、計画等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長等に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める  (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 市民参加の実施の有無及びその内容 (4) 備前市まちづくり基本条例（平成22年備前市条例第11号）第15条の2に規定する総合計画との整合性 (5) 財源措置 (6) 将来にわたる効果及び費用	
		これまでの取組内容や評価理由 市長等に対し十分な説明を求めるようにしているが、不十分と思える答弁や回答も見受けられた。	議運評価 2
		今後の取組、改善策や判定理由 事業の計画性の重要性を認識し、市長等に十分な説明を求めていく。	議運判定 1
	2項	議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする	
		これまでの取組内容や評価理由 執行後のフォローアップは不足している。	議運評価 2
		今後の取組、改善策や判定理由 引き続き、必要な情報の提供を求め、論点及び争点を明らかにしていく。	議運判定 1
<b>(予算及び決算における政策説明資料の作成)</b>			
12条	1項	議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別のわかりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める	
		これまでの取組内容や評価理由 新規事業シートの提出を求めているが、正確性を欠く場合も見受けられる。	議運評価 2
		今後の取組、改善策や判定理由 予算審査と決算審査のサイクルが有効に働くように行政評価システムや新規事業シートの充実を図るよう求めていく。	議運判定 1

<b>(議決事件の拡大)</b>			
13条	1項	地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、別に条例で定める	
		これまでの取組内容や評価理由 評価対象外	議運評価 4
		今後の取組、改善策や判定理由 内容に問題等がないため、評価対象外とする。	議運判定 1
<b>第4章 議員間討議の実施</b>			
<b>(議員間討議)</b>			
14条	1項	議会は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする	
		これまでの取組内容や評価理由 委員会において、請願を審査する際に何回か行ったが、議案の審査に当たっては、執行部との問答がほとんどであった。	議運評価 2
		今後の取組、改善策や判定理由 議員間討議の仕組みを明確にしたガイドライン等の作成が望まれる。	議運判定 1
	2項	議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において十分な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない	
		これまでの取組内容や評価理由 執行部との質疑応答は行えているものの、議員・委員相互間の議論は十分とは言えない。	議運評価 2
		今後の取組、改善策や判定理由 透明性の確保及び広報を工夫していく必要がある。	議運判定 1
<b>第5章 議会及び議会事務局の体制整備</b>			
<b>(議員研修の充実強化)</b>			
15条	1項	議会は、議員の政策提言及び政策立案等の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする	
		これまでの取組内容や評価理由 毎年、外部から講師を招聘して、全議員を対象とした研修会を年1回以上実施している。	議運評価 2
		今後の取組、改善策や判定理由 政策提言等が行えるよう政策形成及び立案能力向上のほか、議会の直面する課題に即したテーマで研修会を実施するなど充実を図っていく。	議運判定 1

15条	2項	議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする	
		これまでの取組内容や評価理由 大学教授等を招聘しての議員研修会を年1回以上実施している。また、市民参加の研修会も実施しているが、市民の参加は少ない。	議運評価 2
		今後の取組、改善策や判定理由 更なる研修の充実・強化に取り組んでいく。	議運判定 1
	3項	議員は、資質並びに政策提言及び政策立案等の能力の向上のため、研修及び調査研究に努めるものとする	
		これまでの取組内容や評価理由 議員有志による研修会を実施している。	議運評価 2
		今後の取組、改善策や判定理由 適切な時期に適切な内容の研修を受講するなど、研鑽のために積極的に研修会へ参加する。	議運判定 1
<b>(政務活動費)</b>			
16条	1項	議員は、政務活動費を活用し、市政に関する調査研究その他の活動に努めるものとする	
		これまでの取組内容や評価理由 各種研修会への参加や行政視察等を行うなど、市政の課題解決に努めている。	議運評価 1
		今後の取組、改善策や判定理由 政務活動費の交付等に関する例規等を遵守し、使途の透明性の確保及び適正な運用を行っていく。	議運判定 1
	2項	政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める	
		これまでの取組内容や評価理由 評価対象外	議運評価 4
		今後の取組、改善策や判定理由 内容に問題等がないため、評価対象外とする。	議運判定 1
<b>(議会の危機管理)</b>			
17条	1項	議会は、災害等の発生時においても機能を維持するものとする	
		これまでの取組内容や評価理由 議会運営委員会において、令和6年4月施行に向けて、議会業務継続計画（BCP）等の策定に取り組んでいる。	議運評価 2
		今後の取組、改善策や判定理由 議会業務継続計画（BCP）等を策定するとともに、平時より緊張感を維持した活動を行っていく。	議運判定 1

17条	2項	議長は、災害等の発生時において、議員の安否を確認の上、議会と市長等の役割の違いを踏まえて、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置できるものとする	
		これまでの取組内容や評価理由 議会運営委員会において、令和6年4月施行に向けて、議会業務継続計画（BCP）等の策定に取り組んでいる。	議運評価 2
		今後の取組、改善策や判定理由 議会業務継続計画（BCP）等を策定し、有事の際に実践できるよう訓練等を行っていく。	議運判定 1
<b>（議会事務局の体制整備）</b>			
18条	1項	議会は、議会の監視及び調査機能の強化並びに政策提言及び政策立案等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする	
		これまでの取組内容や評価理由 全国・中国市議会議長会及び岡山市議会議長会主催の研修会に参加するなど知見を深めている。	議運評価 1
		今後の取組、改善策や判定理由 今後も積極的に各種研修に参加するよう促したり、先進市議会の情報収集に努めたりして、更なる充実強化を図っていく。	議運判定 1
<b>（議会図書室）</b>			
19条	1項	議会に、議員の調査研究に資するため議会図書室（以下「図書室」という。）を設置し、図書の充実に努めるものとする	
		これまでの取組内容や評価理由 議会図書室運営委員会において、図書室の運営等に当たっている。	議運評価 1
		今後の取組、改善策や判定理由 議員だけでなく、広く市民が利用したくなるような蔵書の充実や、レファレンス機能の充実を図るなど環境整備に取り組んでいく。	議運判定 1
	2項	図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする	
		これまでの取組内容や評価理由 評価対象外	議運評価 4
	今後の取組、改善策や判定理由 内容に問題等がないため、評価対象外とする。	議運判定 1	

<b>(議会広報の充実)</b>			
20条	1項	議会は、議会の活動に関する情報、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について議会だよりで定期的に市民に公表するなど情報の提供に努めるものとする	
		<b>これまでの取組内容や評価理由</b> 議会だより編集委員会において、定例会の様子を掲載した「議会だより」を年4回発刊し、市民へ情報提供を行っている。	<b>議運評価</b> 1
		<b>今後の取組、改善策や判定理由</b> 市民により読みやすく、タイムリーに議会活動が周知できるような広報誌の編纂に努め。	<b>議運判定</b> 1
	2項	議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政への関心を高めるための議会広報活動に努めるものとする	
		<b>これまでの取組内容や評価理由</b> 本会議の動画配信やホームページ、フェイスブック等を活用するなど広報活動に努めている。	<b>議運評価</b> 2
		<b>今後の取組、改善策や判定理由</b> ホームページやSNS等の情報発信手段を効果的・効率的になるよう充実させていく。	<b>議運判定</b> 1
	3項	議会は、議会だよりの情報公開の在り方等について市民から広く意見を求めるものとする	
		<b>これまでの取組内容や評価理由</b> 基本条例制定後、市民から議会だよりの情報公開の在り方について意見を求めたことはない。	<b>議運評価</b> 2
		<b>今後の取組、改善策や判定理由</b> 議会モニター制度の導入やアプリによる公聴等を検討していく。	<b>議運判定</b> 1
<b>第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇</b>			
<b>(議員の政治倫理)</b>			
21条	1項	議員の政治倫理は、議長が別に定める	
		<b>これまでの取組内容や評価理由</b> 評価対象外	<b>議運評価</b> 4
		<b>今後の取組、改善策や判定理由</b> 内容に問題等がないため、評価対象外とする。	<b>議運判定</b> 1
	2項	議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、前項の規定により定めたものを規範とし、遵守しなければならない	
		<b>これまでの取組内容や評価理由</b> 市民の代表であることを理解し、品位と名誉を保った行動ができている。	<b>議運評価</b> 1
		<b>今後の取組、改善策や判定理由</b> 倫理規範を定期的に再認識する機会を設けていく。	<b>議運判定</b> 1

<b>(議員定数)</b>			
22条	1項	議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすにふさわしいものとする ことを基本とし、別に条例で定める	
		これまでの取組内容や評価理由 評価対象外	議運評価 4
		今後の取組、改善策や判定理由 内容に問題等がないため、評価対象外とする。	議運判定 1
<b>(議員報酬)</b>			
23条	1項	議員報酬は、別に条例で定める	
		これまでの取組内容や評価理由 評価対象外	議運評価 4
		今後の取組、改善策や判定理由 内容に問題等がないため、評価対象外とする。	議運判定 1
	2項	議員報酬の改正に当たっては、備前市特別職報酬等審議会の答申等を尊重するなど 市民の意見を反映する	
		これまでの取組内容や評価理由 評価対象外	議運評価 4
		今後の取組、改善策や判定理由 内容に問題等がないため、評価対象外とする。	議運判定 1
<b>第7章 最高規範性で見直し手続</b>			
<b>(最高規範性)</b>			
24条	1項	この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議 会に関する条例、規則、告示等（以下「議会関係条例等」という。）を制定してはな らない	
		これまでの取組内容や評価理由 評価対象外	議運評価 4
		今後の取組、改善策や判定理由 内容に問題等がないため、評価対象外とする。	議運判定 1
<b>(議会及び議員の責務)</b>			
25条	1項	議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議 会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市 民に対する責任を果たさなければならない	
		これまでの取組内容や評価理由 概ねできているが、引き続き努力していく。	議運評価 1
		今後の取組、改善策や判定理由 公平性・透明性が担保できるような議会運営・議会改革を行って いく。	議運判定 1

<b>(条例に関する議員の研修)</b>				
26条	1項	議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない		
		<table border="1"> <tr> <td>これまでの取組内容や評価理由 令和4年11月、全議員を対象に、外部講師を招聘して「議会基本条例の意義と運用について」の議員研修会を実施した。</td> <td>議運評価 1</td> </tr> </table>	これまでの取組内容や評価理由 令和4年11月、全議員を対象に、外部講師を招聘して「議会基本条例の意義と運用について」の議員研修会を実施した。	議運評価 1
		これまでの取組内容や評価理由 令和4年11月、全議員を対象に、外部講師を招聘して「議会基本条例の意義と運用について」の議員研修会を実施した。	議運評価 1	
<table border="1"> <tr> <td>今後の取組、改善策や判定理由 今後も有識者による研修を実施し、条例の再確認を行っていく。</td> <td>議運判定 1</td> </tr> </table>	今後の取組、改善策や判定理由 今後も有識者による研修を実施し、条例の再確認を行っていく。	議運判定 1		
今後の取組、改善策や判定理由 今後も有識者による研修を実施し、条例の再確認を行っていく。	議運判定 1			
<b>(条例の検証及び見直し手続)</b>				
27条	1項	議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする		
		<table border="1"> <tr> <td>これまでの取組内容や評価理由 今回が初めての検証であった。</td> <td>議運評価 2</td> </tr> </table>	これまでの取組内容や評価理由 今回が初めての検証であった。	議運評価 2
		これまでの取組内容や評価理由 今回が初めての検証であった。	議運評価 2	
	<table border="1"> <tr> <td>今後の取組、改善策や判定理由 少なくとも2年に一度は検証を行い、精度を高めていく必要がある。</td> <td>議運判定 1</td> </tr> </table>	今後の取組、改善策や判定理由 少なくとも2年に一度は検証を行い、精度を高めていく必要がある。	議運判定 1	
	今後の取組、改善策や判定理由 少なくとも2年に一度は検証を行い、精度を高めていく必要がある。	議運判定 1		
	2項	議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする		
<table border="1"> <tr> <td>これまでの取組内容や評価理由 今回の検証結果に基づく条例改正までに至っていない。</td> <td>議運評価 3</td> </tr> </table>		これまでの取組内容や評価理由 今回の検証結果に基づく条例改正までに至っていない。	議運評価 3	
これまでの取組内容や評価理由 今回の検証結果に基づく条例改正までに至っていない。		議運評価 3		
<table border="1"> <tr> <td>今後の取組、改善策や判定理由 特に議会関係条例等の改正が必要と認められたものはなかった。</td> <td>議運判定</td> </tr> </table>	今後の取組、改善策や判定理由 特に議会関係条例等の改正が必要と認められたものはなかった。	議運判定		
今後の取組、改善策や判定理由 特に議会関係条例等の改正が必要と認められたものはなかった。	議運判定			



## 議員に実施したアンケート調査結果

- 1 実施期間……令和5年4月10日から同年6月30日まで
- 2 対象者……全議員（16人）
- 3 評価番号……判定欄の数値は、下記のとおりとする
  1. 十分実践できている
  2. 実践しているが不十分
  3. 実践できていない
 ※ 斜線は検証対象外項目

条	項	項目	評価（人）		
			1	2	3
1条	1項	この条例は、議会及び議員に係る基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、市民の負託にこたえられる真に開かれた議会運営を実現し、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする	/		
2条	1項	議会は、市民を代表する議員で構成する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等執行機関の市政運営状況を監視し、及び評価するものとする	7	8	1
	2項	議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、市民参加の機会拡充を図り、政策提言及び政策立案の強化に努めることにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むものとする	4	10	2
	3項	議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等の説明責任を果たすものとする	6	7	3
	4項	議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、議会運営に関する条例、規則等を継続的に見直し、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする	8	5	3
	5項	議会は、市民の議会への関心が高まるように、わかりやすい視点、方法等で議会運営に努めるものとする	7	8	1
3条	1項	議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を尊重するものとする	5	9	2
	2項	議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする	8	7	1
	3項	議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉向上のため活動するものとする	7	8	1
4条	1項	議会は、その活動の公正性及び透明性を確保するとともに議員平等の原則に基づき、民主的で円滑な運営に努める	9	5	2

5条	1項	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし市民にわかりやすい運営に努めるものとする	4	11	1
	2項	委員会は、市民に審査の経過等を説明するとともに、委員会が所管する事務等について、市民との意見交換をするための懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする	1	11	4
6条	1項	議員は、議会活動を行うため会派を結成することができる	/		
	2項	会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、必要に応じ、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする	9	4	3
	3項	会派の結成等に関し必要な事項は、議長が別に定める	/		
7条	1項	議長及び副議長の選挙に先立って、所信表明を行うものとする	13	1	2
	2項	所信表明の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める	/		
8条	1項	議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置することができる	4	3	9
	2項	議会改革推進会議は、他の自治体議会との交流及び連携を推進し、地方分権社会にふさわしい議会の在り方について調査、研究等を行う	3	2	11
	3項	議会改革推進会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、議長が別に定める	/		
9条	1項	議会は、本会議及び委員会を原則公開するとともに、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表して情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする	8	5	3
	2項	議会は、市民との意見交換の場として懇談会等を開催し、市民の意見を反映させるよう努めるものとする	3	9	4
	3項	議会は、委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする	3	4	9
	4項	議会は、定例会閉会后に、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について市民に報告するとともに、市政全般に関する課題について意見交換を行うための議会報告会等を開催するものとする	3	10	3
10条	1項	議会審議において、議員と市長等執行機関の長（以下「市長等」という。）は、緊張感の保持に努めなければならない	6	6	4
	2項	議会の一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。	12	2	2
	3項	市長等は、議員の質問等に対して、議長の許可を得て、質問趣旨の確認等を行うことができる	9	4	3
	4項	前項の規定は、委員会について準用する。この場合において、前項中「議員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする	/		

11条	1項	<p>議会は、市長等が提案する政策、施策、事業、計画等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長等に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める</p> <p>(1) 政策等を必要とする背景</p> <p>(2) 提案に至るまでの経緯</p> <p>(3) 市民参加の実施の有無及びその内容</p> <p>(4) 備前市まちづくり基本条例（平成22年備前市条例第11号）第15条の2に規定する総合計画との整合性</p> <p>(5) 財源措置</p> <p>(6) 将来にわたる効果及び費用</p>	6	10	—
	2項	<p>議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする</p>	5	11	—
12条	1項	<p>議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別のわかりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める</p>	5	10	1
13条	1項	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、別に条例で定める</p>	/		
14条	1項	<p>議会は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする</p>	5	8	3
	2項	<p>議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間において十分な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない</p>	4	9	3
15条	1項	<p>議会は、議員の政策提言及び政策立案等の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする</p>	7	8	1
	2項	<p>議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする</p>	5	8	3
	3項	<p>議員は、資質並びに政策提言及び政策立案等の能力の向上のため、研修及び調査研究に努めるものとする</p>	6	8	2
16条	1項	<p>議員は、政務活動費を活用し、市政に関する調査研究その他の活動に努めるものとする</p>	7	6	3
	2項	<p>政務活動費の交付に関しては、別に条例で定める</p>	/		
17条	1項	<p>議会は、災害等の発生時においても機能を維持するものとする</p>	4	9	3
	2項	<p>議長は、災害等の発生時において、議員の安否を確認の上、議会と市長等の役割の違いを踏まえて、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置できるものとする</p>	4	6	6

18条	1項	議会は、議会の監視及び調査機能の強化並びに政策提言及び政策立案等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする	8	8	—
19条	1項	議会に、議員の調査研究に資するため議会図書室（以下「図書室」という。）を設置し、図書の充実に努めるものとする	10	5	1
	2項	図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする	/		
20条	1項	議会は、議会の活動に関する情報、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について議会だよりで定期的に市民に公表するなど情報の提供に努めるものとする	11	3	2
	2項	議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政への関心を高めるための議会広報活動に努めるものとする	5	10	1
	3項	議会は、議会だよりの情報公開の在り方等について市民から広く意見を求めるものとする	6	8	2
21条	1項	議員の政治倫理は、議長が別に定める	/		
	2項	議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、前項の規定により定めたものを規範とし、遵守しなければならない	9	6	1
22条	1項	議員定数は、この条例に規定した議会としての機能を果たすにふさわしいものとするを基本とし、別に条例で定める	/		
23条	1項	議員報酬は、別に条例で定める	/		
	2項	議員報酬の改正に当たっては、備前市特別職報酬等審議会の答申等を尊重するなど市民の意見を反映する	/		
24条	1項	この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に関する条例、規則、告示等（以下「議会関係条例等」という。）を制定してはならない	/		
25条	1項	議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない	9	6	1
26条	1項	議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない	9	4	3
27条	1項	議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする	4	6	6
	2項	議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする	5	5	6